

# 川越市総合交通計画の策定について

令和7年3月28日（金）

川越市 都市計画部 交通政策課

1	川越市総合交通計画の策定の必要性について	1
2	検討体制について	3
3	策定方針及び計画概要	5
	(1) 都市・地域総合交通戦略との一本化	5
	(2) 現行の交通戦略の構成	6
	(3) 川越市総合交通計画の構成イメージ	7
	(4) 地域の移動ニーズを踏まえた持続可能な地域交通の実現	8
	(5) 法令や上位計画等との整合や関連計画との連携	10
4	策定スケジュール	11

# 1 川越市総合交通計画の策定の必要性について

## 計画名：川越市総合交通計画

### 目的

人口減少・超高齢社会に対応し、持続可能な地域公共交通を実現するため、従来の公共交通だけでなく、自家用有償旅客運送などの活用について検討が必要となっており、地域における多様な輸送資源を活用し、地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿を明らかにする地域公共交通のマスタープラン作成を目的としています。

### 根拠

#### 「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」

##### 第三章 地域公共交通計画の作成及び実施

##### 第一節 地域公共交通計画の作成

(地域公共交通計画)

**第五条** 地方公共団体は、基本方針に基づき、国土交通省令で定めるところにより、市町村にあっては単独で又は共同して、都道府県にあっては当該都道府県の区域内の市町村と共同して、当該市町村の区域内について、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する**地域公共交通の活性化及び再生を推進するための計画**（以下「**地域公共交通計画**」という。）を作成するよう努めなければならない。

### 現状・背景

【現状】人口減少等による長期的な利用者の落ち込みに加え、運転手不足の深刻化など、地域交通を取り巻く環境は年々厳しさを増しており、「民間の交通事業者が収益を確保できる形で公共交通を担う」という構造が難しくなってきました。

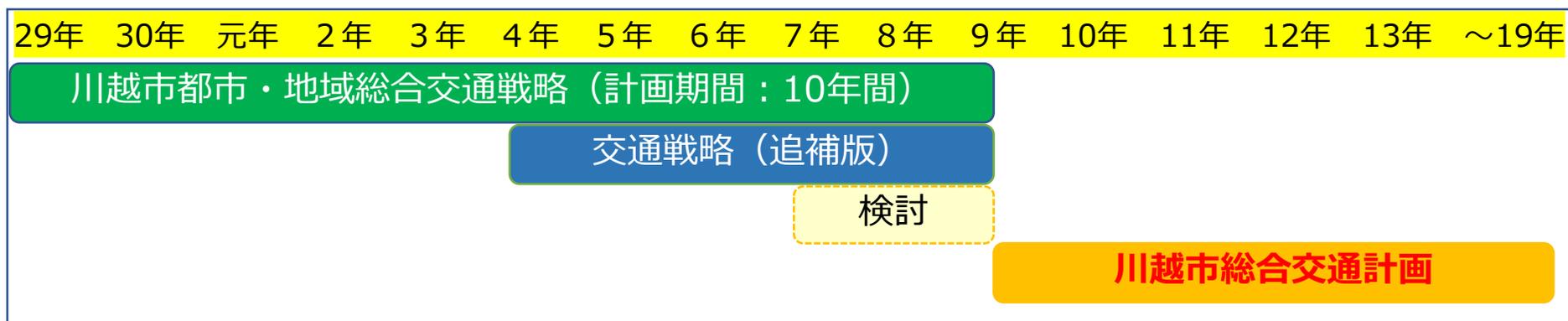
【背景】地域交通を取り巻く環境が厳しさを増す中、地域の暮らしと産業を支える移動手段を維持・確保することが課題となっています。地方公共団体が中心となり、多様な関係者が連携しながら、地域の移動ニーズを踏まえて、地域自らが望ましい交通のあり方をデザインしていくことが重要となってきたことから、地域交通のマスタープランとなる「地域公共交通計画」の作成を努力義務化するよう法改正が行われたものです。

# 1 川越市総合交通計画の策定の必要性について

計画期間：令和9年度から令和18年度（10年間）

なお、令和7年度から令和8年度を調査及び作成期間とし、令和9年3月の策定を予定しています。

※「川越市都市・地域総合交通戦略」の計画期間満了（令和8年度）に合わせ作成いたします。



## 2 検討体制について

### ● 法定協議会：川越市公共交通利用促進協議会

「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」により、地域公共交通計画の作成は、協議会が組織されている場合には協議会における協議をしなければならないと定められています。

【根拠法令】「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」

第三章 地域公共交通計画の作成及び実施

第一節 地域公共交通計画の作成

(地域公共交通計画)

第五条

10 地方公共団体は、地域公共交通計画を作成しようとするときは、これに定めようとする第二項第四号に掲げる事項について、次条第一項の協議会が組織されている場合には協議会における協議を、同項の協議会が組織されていない場合には関係する公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者その他地域公共交通計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者及び関係する公安委員会と協議をしなければならない。

(協議会における過去の協議内容)

- 川越市都市・地域総合交通戦略及び追補版の策定の協議
- 川越市都市・地域総合交通戦略の進捗状況報告

川越市総合交通計画の作成に関する協議については、川越市公共交通利用促進協議会で協議することが法律により定められていますが、幅広い分野からの意見を反映させるため、川越市交通政策審議会において意見聴取を行うものです。

## 2 検討体制について（参考）

会議名	公共交通利用促進協議会	交通政策審議会
設置根拠	川越市公共交通利用促進協議会規約	川越市交通政策審議会条例
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域公共交通の活性化及び再生に関する法律</li> <li>・道路運送法、同法施行規則</li> <li>・都市・地域総合交通戦略要綱（国）</li> </ul>	なし
市との関係	市が主宰（会議の構成員）	市長の附属機関
委員数	27名	21名（臨時委員含む）
任期	任期の定めなし	2年
構成員	<p>地方公共団体（川越市、埼玉県）、公共交通事業者（鉄道・バス・タクシー事業者、バス協会）、道路管理者（国道事務所、県土整備事務所）、公安委員会（県警）、利用者・学識経験者（自治連、商工会議所、J C、観光協会、女性団体、大学）、地方運輸局（関東運輸局、同埼玉支局）、運転手の団体（バス労組）</p> <p>※「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」で示された地域公共交通計画の協議における会議の構成員            ①地方公共団体、②公共交通事業者、道路管理者、その他地域公共交通に定める事業の実施予定者、            ③公安委員会、④地域公共交通の利用者、学識経験者</p>	<p>地方公共団体（埼玉県）、公共交通事業者（バス事業者）、公安委員会（県警）、利用者・学識経験者（自治連、商工会議所、老人クラブ、女性団体、交通安全母の会、社協、障害者団体、大学、議員）※臨時委員として県乗用自動車協会</p>
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域公共交通計画及び交通戦略の作成・変更の協議、並びに実施に関すること</li> <li>・乗合旅客運送の態様及び運賃・料金の協議</li> <li>・その他輸送サービス ほか</li> </ul> <p>※結果尊重義務あり            （川越市公共交通利用促進協議会規約第8条）</p>	<p>本市の交通政策に関する重要事項            ※平成29年第5回定例会の議案質疑において、審議会は、シャトルとかわまるを審議する他、戦略の進捗報告や新たな課題審議すると説明</p>

# 3 策定方針及び計画概要

## (1) 都市・地域総合交通戦略との一本化

交通計画と交通戦略を一本化することで、各地域における多様な交通サービスについて、道路整備等のまちづくりとも連動した検討を行うことが可能となり、より地域の実情に即した望ましい交通のあり方、将来都市像を示すことが可能となります。

### 【都市・地域総合交通戦略】

### 【地域公共交通計画】

目的

交通事業とまちづくりが連携した総合的かつ戦略的な交通施策の推進  
**道路等まちづくりを含む内容**

地域の公共交通の活性化及び再生の推進  
**公共交通に関する内容**

法令等  
根拠

都市・地域総合交通戦略要綱（国）

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律

記載項目

- ①都市における現状及び課題
- ②都市が目指す将来像
- ③総合交通戦略の**区域**
- ④総合交通戦略の**目標**
- ⑤**目標達成に必要な施策・事業**
- ⑥関係者の**役割分担を踏まえた実施プログラム**
- ⑦推進体制
- ⑧その他**必要な事項**

- ①基本的な方針
- ②地域公共交通計画の**区域**
- ③地域公共交通計画の**目標**
- ④前号の**目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項**
- ⑤地域公共交通計画の達成状況の評価に関する事項
- ⑥計画期間
- ⑦その他**必要と認める事項**

重複が多い

作成や進捗管理に係るコストの削減

両者、計画作成を要件とする補助制度有

活用できる国の支援策が拡大

国からの支援

- ・都市・地域戦略推進事業費補助（補助対象者）地方公共団体、法定協議会等（補助率）3分の1  
 ※立地適正化計画等に位置付けられた事業等は2分の1（対象地区）  
 立地適正化計画の都市機能誘導区域や生活拠点区域及び総合的な交通戦略を策定している区域等（対象事業）
  - (1)整備計画等に関する事業
  - (2)公共的空間等の整備に関する事業
  - (3)公共的空間又は公共空間の整備に併せて実施される事業

- ・地域公共交通確保維持改善事業
  - (1)地域公共交通確保維持事業
  - (2)地域公共交通バリア解消促進等事業（一部計画作成を要件）
  - (3)地域公共交通調査等事業（一部計画作成を要件）
  - (4)先進車両導入支援事業
  - (5)先進車両導入支援試験実証事業
- 地域における受入環境整備促進事業
  - (1)交通サービス利便向上促進事業
  - (2)インバウンド先進車両導入支援事業
- ・地域公共交通再構築事業  
 地域公共交通特定事業実施計画の認定を受けた公共交通施設整備

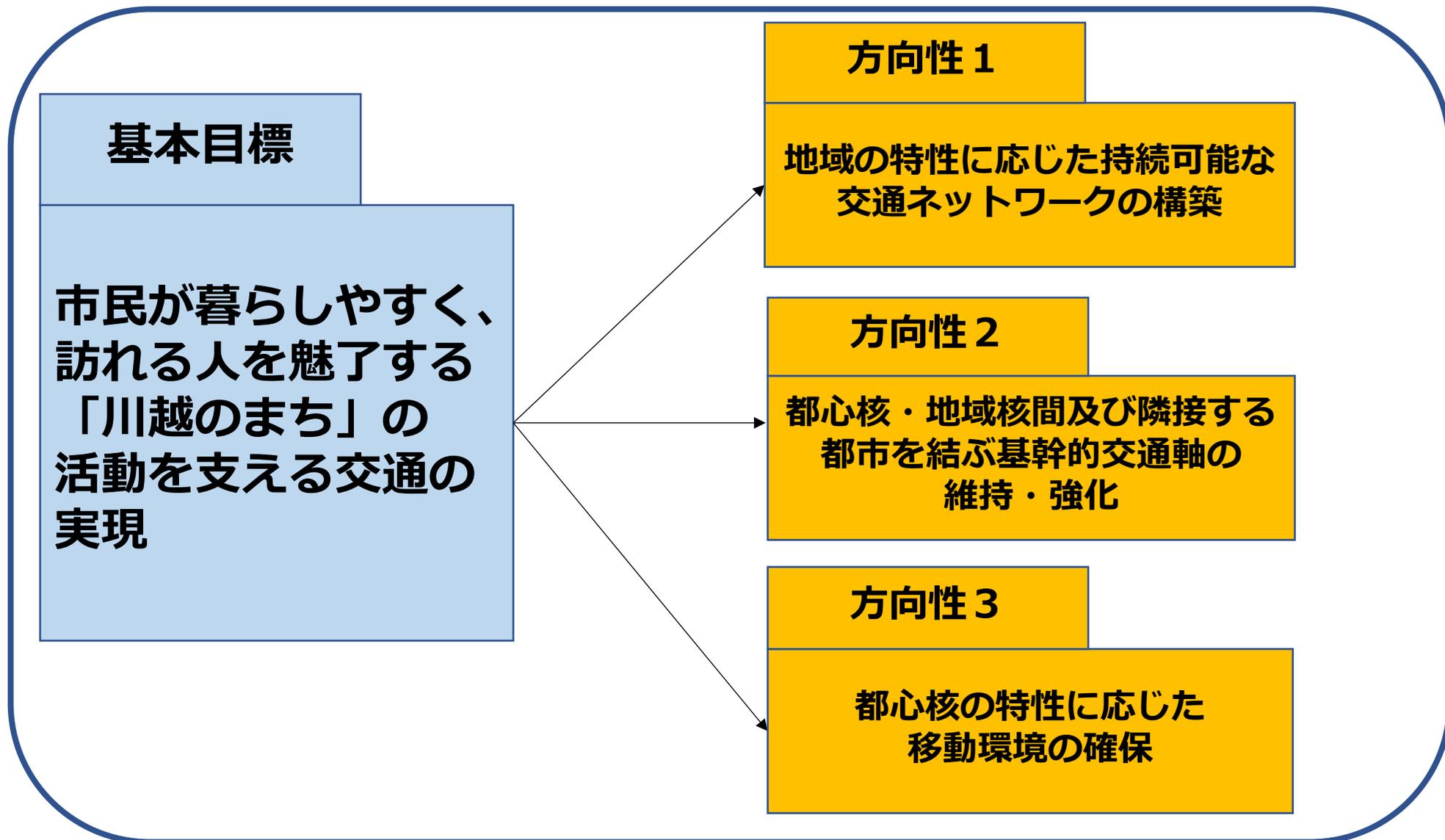
※多岐に渡るため、対象事業のみ記載

### 3 策定方針及び計画概要

#### (2) 現行の交通戦略の構成

#### 現行の交通戦略

基本目標と3つの方向性は以下のとおり

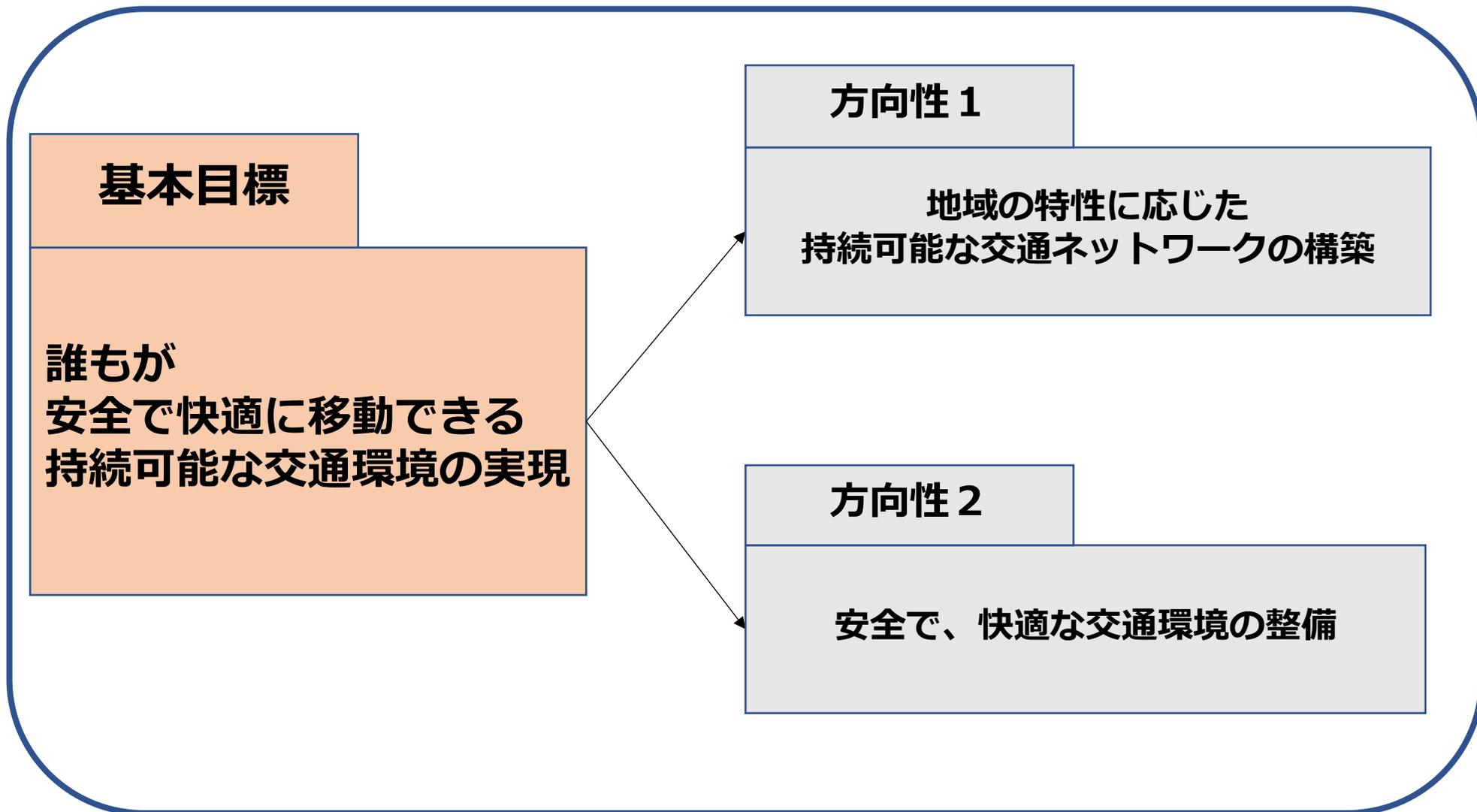


### 3 策定方針及び計画概要

#### (3) 川越市総合交通計画の構成イメージ

##### 川越市総合交通計画

基本目標と方向性のイメージは以下のとおり



### 3 策定方針及び計画概要

#### (4) 地域の移動ニーズを踏まえた持続可能な地域交通の実現

○新たに交通DX（新技術）やGX（省エネ・脱炭素）、3つの共創（事業連携）等を追加・拡充

- ローカル鉄道・路線バスなどの**地域公共交通**は、地域の社会経済活動に不可欠な基盤。人口減少や少子化、マイカー利用の普及やライフスタイルの変化等による長期的な需要減により、引き続き、多くの事業者が厳しい状況。加えて、新型コロナの影響により、一気に10年以上時間が進んだとの見方もあるほど深刻な状況。
- こうした需要の減少は、交通事業者の経営努力のみでは避けられないものであるため、自動運転やMaaSなどデジタル技術を実装する「**交通DX**」、車両電動化や再エネ地産地消など「**交通GX**」、①**官民共創**、②**交通事業者間共創**、③**他分野共創**の「**3つの共創**」、すなわち、地域の関係者の**連携と協働**を通じて、**利便性・持続可能性・生産性**を高め、**地域公共交通の「リ・デザイン」**(再構築)を進める。
- これにより、『**デジタル田園都市国家構想**』及びこれを具体化する「**地域生活圏の構築**」の実現と、社会課題の解決を経済成長のエンジンとする『**新しい資本主義**』の実現を目指す。

#### 交通DX

##### 自動運転

地方公共団体が地域づくりの一環として行うバスサービスについて、実証事業を支援



▲茨城県鹿嶋町の自動運転バスの運行

##### MaaS

交通事業者等の連携高度化を後押しするデータ連携基盤の具体化・構築・普及を推進



#### 交通GX

##### 交通のコスト削減・地域のCN化

車両電動化と効率的な運行管理・エネルギー・マネジメント等の導入を一体的に推進



#### 3つの共創

##### 官民の共創

一定のエリアにおいて、地域でサービス水準を決定し、事業者が複数路線を一括して長期間運行

交通手段が重複 ▶ ネットワークの統合 ▶ エリア一括協定運行



##### 交通事業者間の共創

複数の交通事業者が共同経営を行うことにより、垣根を越えたサービスを展開



##### 他分野を含めた共創

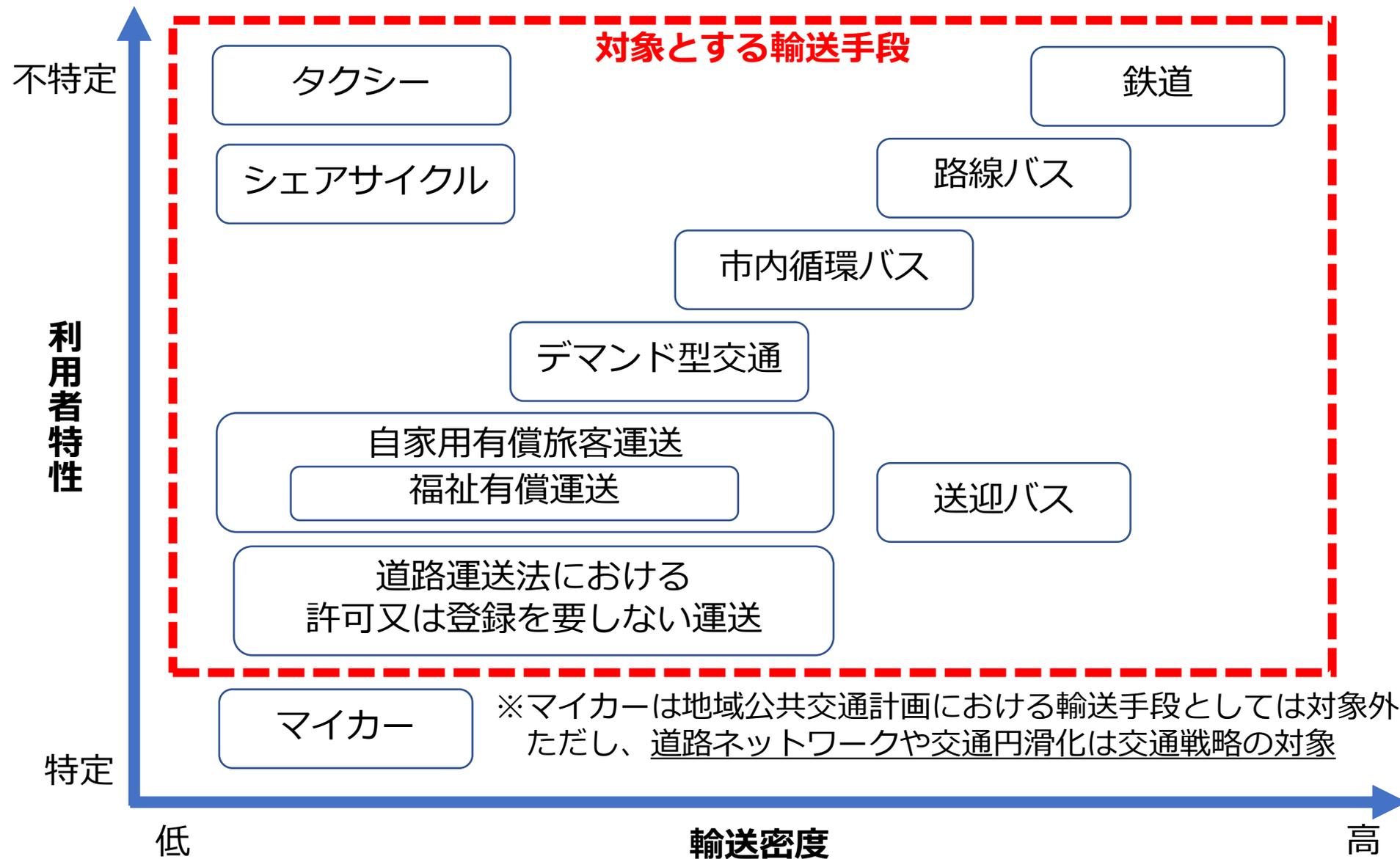
地域交通と、様々な他分野との垣根を越えた事業連携を実現



### 3 策定方針及び計画概要

#### (4) 地域の移動ニーズを踏まえた持続可能な地域交通の実現

○公共交通以外の地域内の輸送手段も調査し、各交通モード間の連携や棲み分け等を検討・整理



### 3 策定方針及び計画概要

#### (5) 法令や上位計画等との整合や関連計画との連携

##### 整合性や連携を図るべき内容

法令や国・県の計画・方針、本市総合計画等との整合性を図るとともに、都市計画マスタープランや立地適正化計画と連携を図る。

##### ○法令、国・県の計画や方針等

- ・地域公共交通の活性化及び再生に関する法律
- ・第2次交通政策基本計画
- ・地域公共交通の「リ・デザイン」…等

##### ○川越市の上位計画・関連計画

- ・(仮)第五次川越市総合計画
  - ・(仮)第2次川越市都市計画マスタープラン
  - ・(仮)第2次川越市立地適正化計画…等
- ※上記計画改訂と合わせた調整が必要

反映

現交通戦略で継続すべき内容

整合

連携

川越市総合交通計画

##### 新たな記載・更新が必要な内容

現交通戦略を踏まえつつ、社会情勢や交通環境の変化、法令や国・県の方針、本市総合計画等を反映し、新たな内容の追加や更新を図る。

##### ○地域公共交通計画に盛り込むべき内容

- ・交通DX
- ・交通GX
- ・3つの共創
- ・地域公共交通特定事業（補助金活用）…等

##### ○本市における現状の課題・今後の取組

- ・北部市街地の交通円滑化対策
- ・川越シャトルとかわまるの見直し
- ・公共交通以外も含めた各交通の連携と棲み分け
- ・新たな交通課題への対応…等

## 4 策定スケジュール

川越市総合交通計画は、以下のスケジュールで策定していく予定です。

令和6年度		令和7年度		令和8年度	
協議	令和6年10月4日開催済	協議会 (方向性・進め方)	協議会 (申請)	協議会 (課題・方向性)	協議会 (骨子案)
				協議会 (素案)	協議会 (原案)
意見聴取		審議会 (方向性・進め方等)		審議会 (骨子案)	審議会 (素案)
				審議会 (原案)	
				パブリックコメント	協議会 (最終案)